

持回り会議の電子化を図るための定款及び協会運営規則の一部改正について

令和3年6月23日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

持回り会議（書面決議）について電磁的方法による実施を可能とするため、定款及び関係する協会運営規則の一部改正を行う。

II. 改正の骨子

- (1) 持回り会議（書面決議）について、「書面」には電磁的記録が含まれることを明確化し、電子署名等を用いた場合は別途の書面による確認を不要とする。
- (2) その他所要の整備を図る。

（「定款」第38条第2項、第61条第2項、「自主規制会議規則」第9条第1項、第10条第2項、第22条第2項、「証券戦略会議規則」第9条第1項、第10条第2項、第22条第2項、第38条第2項、「総務委員会規則」第8条第1項、第9条第2項、「行動規範委員会規則」第10条第1項、第11条第2項、「金融・証券教育支援委員会規則」第9条第1項、第10条第2項、「特別委員会規則」第9条第1項、第12条第2項、「規律委員会規則」第9条第1項、第12条第2項、「外務員等規律委員会規則」第9条第1項、第12条第2項、「事故確認委員会規則」第8条第1項、第9条第2項、「不服審査会規則」第8条第1項、第9条第2項、「外務員等資格試験委員会規則」第9条第1項、第10条第2項、「人事推薦合同委員会規則」第8条第1項。）

III. 施行の時期

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

※本改正は、投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

○ 本件に関するお問合せ先：管理本部総務部（TEL:03-6665-6800）

「定款」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（定足数及び議決権の行使） 第 38 条 総会は、その決議について議決権を有する会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。</p> <p>2 会員は、理事会が認めたときは、書面（<u>電磁的記録を含む。以下同じ。</u>）により、その議決権を行使することができる。</p> <p>3 （ 現行どおり ）</p> <p>（書面等による理事会） 第 60 条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の会議の招集を行わず、書面その他の方法により理事の意見を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により理事の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>（議事録） 第 61 条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人 2 人以上がこれに署名するものとする。</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た<u>書面</u>をもってこれに代えることができる。</p>	<p>（定足数及び議決権の行使） 第 38 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 会員は、理事会が認めたときは、書面（<u>電磁的方法を含む。次項において同じ。</u>）により、その議決権を行使することができる。</p> <p>3 （ 省 略 ）</p> <p>（書面等による理事会） 第 60 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>（議事録） 第 61 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	

「自主規制会議規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（書面等による自主規制会議）</p> <p>第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の招集を行わず、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の方法により委員の意見を求めることにより、自主規制会議の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 （ 現行どおり ）</p> <p>（議事録）</p> <p>第 10 条 自主規制会議の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び議長がその会議に出席した委員の中から指名した議事録署名人 2 人以上がこれに署名（電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名を含む。）するものとする。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面等による自主規制会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p>（議事録）</p> <p>第 22 条 分科会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 20 条第 1 項に規定する書面等による分科会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>（書面等による自主規制会議）</p> <p>第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、自主規制会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、自主規制会議の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p>（議事録）</p> <p>第 10 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面による自主規制会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>（議事録）</p> <p>第 22 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 第 20 条第 1 項に規定する書面による分科会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>

「証券戦略会議規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による証券戦略会議)</p> <p>第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、証券戦略会議の招集を行わず、書面<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>その他の方法により委員の意見を求めることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 10 条 証券戦略会議の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び議長がその会議に出席した委員の中から指名した議事録署名人 2 人以上がこれに署名 (電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名を含む。) するものとする。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面等による証券戦略会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 22 条 分科会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 20 条第 1 項に規定する書面等による分科会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 38 条 地区別評議会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 36 条の書面等による地区別評議会の議事録は、同条に規定するその付議議案について確認を得た書面をもって、これに代えることができる。</p>	<p>(書面等による証券戦略会議)</p> <p>第 9 条 議長は、必要があると認めるときは、証券戦略会議の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 10 条 (同 左)</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面による証券戦略会議の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 22 条 (同 左)</p> <p>2 第 20 条第 1 項に規定する書面による分科会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 38 条 (同 左)</p> <p>2 第 36 条の書面等による地区別評議会の議事録は、同条に規定するその付議議案について確認を得た文書をもって、これに代えることができる。</p>

付 則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

「総務委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による総務委員会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、総務委員会の招集を行わず、書面 <u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u> その他の方法により委員の意見を求めることにより、総務委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 9 条 総務委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 <u>前条第 1 項</u>に規定する書面等による総務委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による総務委員会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、総務委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、総務委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 9 条 (同 左)</p> <p>2 <u>前条</u>に規定する書面による総務委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>

「行動規範委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による行動規範委員会) 第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、行動規範委員会の招集を行わず、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の方法により委員の意見を求めることにより、行動規範委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録) 第 11 条 行動規範委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面等による行動規範委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による行動規範委員会) 第 10 条 委員長は、必要があると認めるときは、行動規範委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、行動規範委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 11 条 (同 左)</p> <p>2 前条第 1 項に規定する書面による行動規範委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>

「金融・証券教育支援委員会規則」の一部改正について

令和3年6月23日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(書面等による金融・証券教育支援委員会)</p> <p>第9条 委員長は、必要があると認めるときは、金融・証券教育支援委員会の招集を行わず、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の方法により委員の意見を求めることにより、金融・証券教育支援委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第10条 金融・証券教育支援委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、委員長及び委員長がその会議に出席した委員の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名(電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。)するものとする。</p> <p>2 前条第1項に規定する書面等による金融・証券教育支援委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>(書面等による金融・証券教育支援委員会)</p> <p>第9条 委員長は、必要があると認めるときは、金融・証券教育支援委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、金融・証券教育支援委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第10条 (同 左)</p> <p>2 前条第1項に規定する書面による金融・証券教育支援委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>

「特別委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（書面等による特別委員会）</p> <p>第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、特別委員会の招集を行わず、書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の方法により委員の意見を求めることにより、特別委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>（議事録）</p> <p>第 12 条 特別委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面等による特別委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">付 則</p> <p style="margin-top: 20px;">この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>（書面等による特別委員会）</p> <p>第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、特別委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、特別委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p style="text-align: center;">2 （ 省 略 ）</p> <p>（議事録）</p> <p>第 12 条 （ 同 左 ）</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面による特別委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>

「規律委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 12 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>書面</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 12 条 (同 左)</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>

「外務員等規律委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 12 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>書面</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 12 条 (同 左)</p> <p>2 第 9 条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>

「事故確認委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による委員会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 9 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>書面</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による委員会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 9 条 (同 左)</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>

「不服審査会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による審査会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の招集を行わず、書面<u>(電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>その他の方法により委員の意見を求めることにより、審査会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 9 条 審査会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による審査会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>書面</u>をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による審査会) 第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、審査会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 9 条 (同 左)</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による審査会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た<u>文書</u>をもってこれに代えることができる。</p>

「外務員等資格試験委員会規則」の一部改正について

令和 3 年 6 月 23 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現 行 ど お り)</p> <p>(議事録) 第 10 条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成する。</p> <p>2 前条第 1 項の書面等による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た書面をもってこれに代えることができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。</p>	<p>(書面等による委員会) 第 9 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により委員の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(議事録) 第 10 条 (同 左)</p> <p>2 前条第 1 項の書面による委員会の議事録は、同項に規定するその付議議案について確認を得た文書をもってこれに代えることができる。</p>

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

令和3年6月23日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(書面等による人事推薦合同委員会) 第8条 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の招集を行わず、書面（電磁的記録を含む。<u>以下同じ。</u>）その他の方法により委員の意見を求めることにより、人事推薦合同委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和3年7月1日から施行する。</p>	<p>(書面等による人事推薦合同委員会) 第8条 委員長は、必要があると認めるときは、人事推薦合同委員会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見を求めることにより、人事推薦合同委員会の決議に代えることができる。この場合、書面以外の方法により議決権を有する者の意見を求めたときは、遅滞なく、書面によりその確認を得るものとする。</p> <p>2 (省 略)</p>